

萩・長門清掃一部事務組合

地球温暖化対策実行計画

(第2期)

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

萩・長門清掃一部事務組合

目次

はじめに ······ 1

第1章 基本的事項 ······ 2

1. 目的
2. 計画期間
3. 対象範囲
4. 対象とする温室効果ガス
5. 基準年度・目標年度

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標 ······ 3

1. 基準年度の温室効果ガス排出量
2. 要因別の排出状況
3. 削減目標

第3章 具体的な取り組み ······ 4

1. 電気使用量削減の取り組み
2. 石油系燃料使用量削減の取り組み
3. その他削減の取り組み
4. 計画対象範囲外の取り組み

第4章 計画の推進及び点検体制 ······ 6

1. 推進体制
2. 点検・評価体制
3. 進捗状況及び最終結果の公表

はじめに

我が国には、四季折々に多彩な風情を見せてくれる豊かな自然があり、人々の生活と調和のとれた素晴らしい環境を保全していますが、昭和40年代の高度経済成長期には深刻な環境汚染が社会問題となり、自然環境の保全やその回復に向けて邁進してまいりました。平成4年には人類の活動が地球の気候変動に影響を与え、自然の生態系及び環境の変化が世界的な問題となり「気候変動に関する国際連合枠組条約(地球温暖化防止条約)」が採択されました。

その後、平成10年10月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月9日法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)には、京都議定書の採択を受けて国・地方公共団体・事業者等が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定め、平成11年4月から施行されました。

この「地球温暖化対策推進法」における地方公共団体の役割は、その地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制などのための施策を推進するとともに、自らの事務・事業に関し温室効果ガスの排出抑制などの措置に関する計画の策定が求められています。

なお、一部事務組合などの地方公共団体の組合は、地方自治法第292条の規定により法令又は政令に特別の定めがあるものを除き市に関する規定を準用するものとされています。

萩・長門清掃一部事務組合は、平成22年4月に構成市である萩市及び長門市の可燃ごみの焼却処理施設を共同で建設及び管理運営することを目的に設立されました。平成27年3月には、豊かな自然に恵まれた北浦地域の環境に配慮し、環境保全対策を第一に優先したごみ処理施設として萩・長門清掃工場「はなもゆ」が竣工し、平成27年4月1日より本格稼働を開始しました。当組合においても地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出抑制などを継続的かつ計画的に取り組んで行くために「地球温暖化対策実行計画」(以下「本計画」という。)を策定、第1期(平成29年度～令和3年度)が終了することから第2期計画(令和4年度～令和8年度)を策定しました。

第1章 基本的事項

1. 目的

本計画は、地域住民の衛生的で快適な生活環境の保全を目的とする環境行政の一翼を担う当組合が、「地球温暖化対策推進法」の規定により、事務・事業活動に関する地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全・強化のための措置に関する計画を策定するとともに効率的かつ確実に取り組むことで、地球環境の保全及び生態系の維持並びに将来にわたり安心・安全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

ただし、「地球温暖化対策推進法」の改正により変更が生じた場合はこの限りではない。なお、本計画の進捗状況や技術の進歩、社会情勢の変化などにより必要に応じて計画変更を行うものとし、計画期間が満了する時点では本計画を見直し新たな計画を策定する。

3. 対象範囲

本計画の対象は、本組合の所有する全ての施設及び組合が直接実施する全ての事務・事業とする。

なお、当清掃工場は運営事業者をDBO方式で選定しSPC(特別目的会社)に運営委託しているが、本計画の趣旨に沿った取り組みに可能な限り協力頂くよう要請するものとする。

4. 対象とする温室効果ガス

本計画の削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で定められた温室効果ガスのうち二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素を対象とする。

5. 基準年度・目標年度

本計画の基準年度は、令和2年度とする。

また、目標年度は、令和8年度とする。

第2章 溫室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス総排出量

基準年度における温室効果ガスの排出量は 8,714tCO₂ です。主なものは廃棄物の焼却で 7,423tCO₂ と全体の 85.2%で、次が施設の使用電力によるもので 1,203tCO₂ と全体の 13.8%です。また、当施設では、排熱や自然エネルギーを利用した発電及び排熱回収で生じた温水を利用して 206tCO₂ を削減しています。従って、温室効果ガスの総排出量は、8,508 t CO₂ となります。

2. 要因別の排出状況

要因別の温室効果ガス排出量及び削減量の詳細は以下のとおりです。

項目	令和2年度の排出量		備考
二酸化炭素による温室効果			
●当組合の事務・事業			
コピー用紙の使用	48	kg CO ₂	
燃料の使用(公用車)	ガソリン	1,053	kg CO ₂
外部から供給される電力(小原水道施設)	412	kg CO ₂	
組合が荷主となる運搬事業	主灰 飛灰	12,217 8,845	kg CO ₂
●当組合の施設のうち SPC が運営する事業			
廃棄物の焼却	廃プラ	6,970,982	kg CO ₂
外部から供給される電力		1,202,281	kg CO ₂
燃料の使用	灯油 軽油	65,285 1,153	kg CO ₂
二酸化炭素以外による温室効果			
浄化槽	メタン	372.5	kg CO ₂
	一酸化二窒素	104.30	kg CO ₂
廃棄物の焼却	メタン	625	kg CO ₂
	一酸化二窒素	451,470	kg CO ₂
①温室効果ガスの排出量の合計	8,714	tCO ₂	t に換算
温室効果ガスの削減のための事業			
排熱エネルギーの利用	スマートグリッド	18,928	-kg CO ₂
	バイオマス発電機	34,977	-kg CO ₂
	給湯・冷暖房	114,977	-kg CO ₂
自然エネルギーの利用	太陽光発電	37,628	-kg CO ₂
	風力発電	40	-kg CO ₂
②温室効果ガスの削減量の合計	206	-tCO ₂	t に換算
温室効果ガスの排出量 (①-②)	8,508	tCO ₂	t に換算

※温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(R3.1月)より算定

3. 削減目標

本計画において温室効果ガスの削減目標は、基準年度（令和2年度）から5%削減するものとします。

令和8年度の目標	令和2年度比 95%以下
----------	--------------

第3章 具体的な取り組み

本計画の実施にあたり運営事業者であるSPCの協力は不可欠であり、以下に掲げる具体的な取り組みに可能な限り協力頂くよう要請し温室効果ガスの排出抑制に努めます。更に、関係自治体との連携・協力をを行い廃棄物の排出抑制に努めます。

1. 電気使用量削減の取り組み

電気使用量の多くは、焼却処理設備の運転に使用されるものであり、可燃性廃棄物の排出を抑制することが電気使用量の削減に大きく反映されます。

また、管理棟や工場棟及び計量棟並びに小原地区飲料水施設では、無駄な電力使用を控えるための施設管理が必要です。

① 循環型社会形成の推進による可燃性廃棄物の減量化

- ・関係自治体と連携してごみの分別収集を推進し、ごみの減量化を進め稼働日数を減らし電力使用量の削減に努めます。
- ・地域住民や当施設の見学者に対してごみの排出状況の実態や減量化の必要性などの情報を積極的に提供し、ごみ減量化の推進・啓発に努めます。
- ・定期的な搬入ごみ展開検査を実施すると共に、その結果を関係自治体や廃棄物収集運搬許可業者と共有しごみ減量化の啓発に活用に努めます。

② 施設管理

- ・施設内の設備や機器類は、清掃、点検、補修を行い適切に管理します。
- ・空調設備の温度設定は、冷房温度を28°Cに暖房温度を20°Cに設定します。
- ・空調設備のフィルターは、定期的に清掃します。
- ・ブラインドを有効活用し省エネに努めます。
- ・施設の照明設備や空調設備のスイッチは、こまめに管理します。
- ・昼休みには、支障のない範囲で消灯します。
- ・見学施設、会議室、トイレなどの使用後は速やかに消灯します。
- ・見学施設の啓発機器は、必要最低限を心がけて見学終了後は速やかに停止します。

③ 施設内の設備・機器等の更新

- ・故障や老朽化による設備及び機器の更新には、温室効果ガスの削減のため省エネ効率に優れた製品の選定に努めます。

④ 小原地区飲料水施設の電気使用量の抑制

- ・毎月の水道メーターの検針と利用者へ水道使用量を通知することで節水に協力いただき、電気使用量の抑制に努めます。
- ・配水池の水位低下が発生したときは、速やかに原因を確認し適切な対応をします。
- ・気温が氷点下2度以下に低下することが予想されるときは、各戸へ凍結による漏水対策の徹底をお願いします。

2. 石油系燃料の使用量削減の取り組み

- ・ごみ焼却に関わる各設備機器の維持管理を徹底することで、安定したごみ焼却を行い焼却炉の緊急停止の抑制に努めて、助燃用灯油の使用量削減に努めます。
- ・車両は、定期的な保守点検を実施するなど適切な管理を行い、効率的な運用と省エネ運転を心がけ燃料使用量の抑制に努めます。

3. その他削減の取り組み

- ・焼却により二酸化炭素を発生させる廃プラスチックのうち、ペットボトルやプラスチック製容器包装は、資源回収とするよう地域住民への啓発を積極的に行い、分別収集を推進することで温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・コピー用紙は、再生紙の購入に努め、両面印刷・裏面コピーを積極的に活用し使用量の削減に努めます。
- ・支障のない範囲でペーパーレスに努めます。
- ・排熱回収発電機(スターリングエンジン)やバイナリー発電機の維持管理を適正に行い、安定的かつ効率的な発電に努めます。
- ・各種発電設備及び熱回収設備の故障に速やかに対応し、安定した発電に努めます。

4. 計画対象範囲外の取り組み

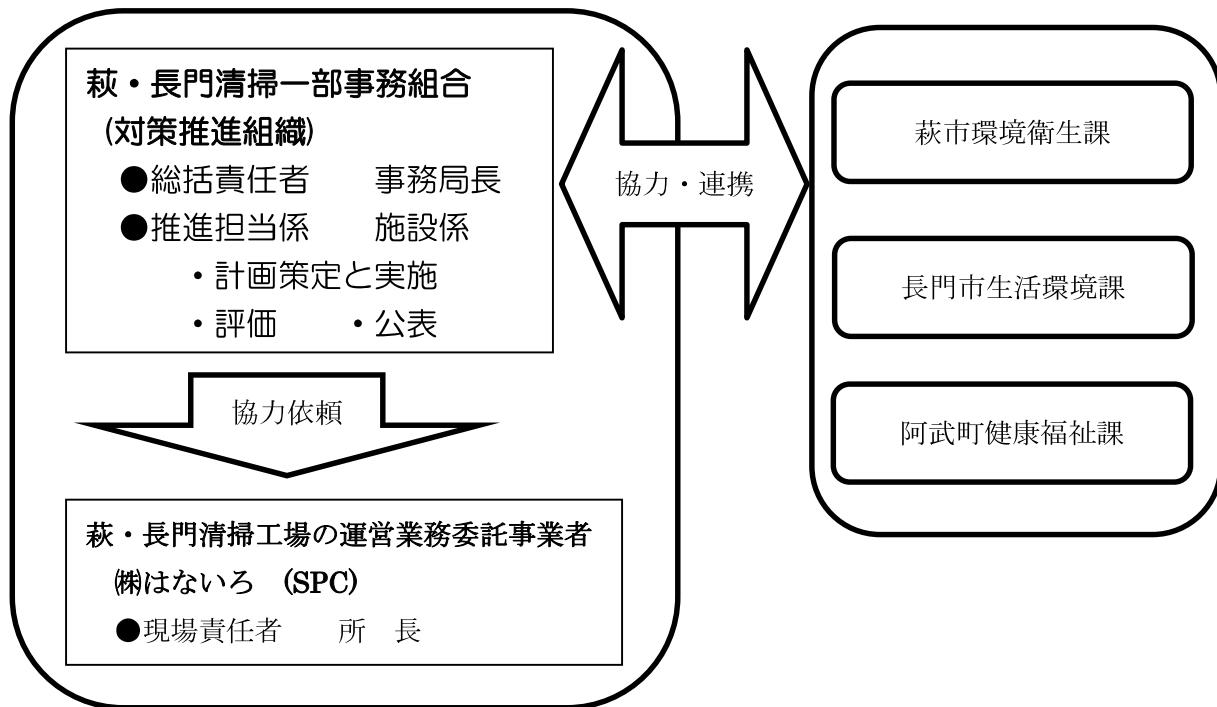
- ・施設内の緑地を適切に管理し温室効果ガスの抑制に努めます。
- ・水の使用に当たっては、節水に心がけ必要最低限の使用に努めます。
- ・用品調達は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に則して調達すると共に適正量の購入に努めます。
- ・組合が排出する廃棄物は、適切な分別を行い再資源化に努めます。

第4章 計画の推進及び点検体制

1. 推進体制

当組合は、温室効果ガスの排出抑制を推進するため「対策推進組織」を設置し本計画の着実な推進と進行管理を行います。対策推進組織の総括責任者を組合事務局長が、推進担当を施設係が行います。

組織の体制及び各関連団体との関係は以下のとおりです。



2. 点検・評価の体制

本計画の推進担当は、毎年9月末時点及び3月末時点(年2回)の温室効果ガス排出量を調査し総括責任者へ報告するものとする。対策推進組織は、調査結果を基に本計画の進捗状況を点検・評価し、以降の計画推進の参考として具体的な取組みに反映させ目標の達成に努めるものとします。また、必要に応じて本計画の見直しを行うと共に次期計画の策定に的確に反映させるものとします。

3. 進捗状況及び最終結果の公表

本計画の進捗状況の点検・評価結果及び目標年度における最終結果は、様式第1号により取りまとめて「地球温暖化対策推進法」第20条の3に基づき、年1回、当組合のホームページに掲載し公表するものとします。

萩・長門清掃一部事務組合

地球温暖化対策実行計画 進捗状況・最終結果

●実行計画の概要

計画期間・・・令和 年度～令和 年度 (5年間)

基準年度・・・令和 年度

基準年度の温室効果ガスの排出量・・・ tCO₂

温室効果ガス削減目標・・・ % 削減

●令和 年度の評価結果 (実行計画 年目 ・ 終了後)

項目	実施状況		評価
温室効果ガス の排出量(tCO ₂)	基準年度	令和 年度	基準年度との比較
			% (tCO ₂)
組合の事務事業 用紙・公用車燃料 水道施設 焼却灰の運搬			
廃棄物の焼却			
運営事業者が 管理する事業 廃棄物の焼却以外			
温室効果ガスの 削減 排熱利用 自然エネルギー利用			

総合評価結果：